

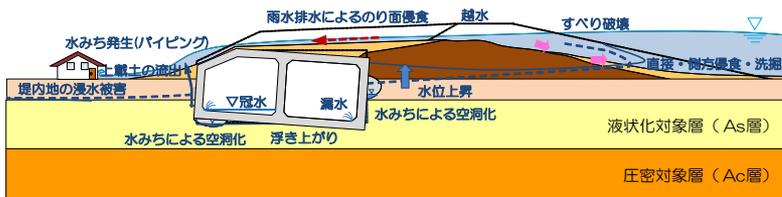
前回委員会の主な意見に対する対応方針(案)

令和 3年 1月 18日

●ご指摘の内容

- ・河川堤防の機能確保について、国土交通省の「水防災意識社会再構築ビジョン」が策定され、超過外力に対して粘り強くする対策が実施されている。審議対象区間において、超過外力を想定した越水に対する堤防の強化をどう考えているのか。

■洪水（高潮）・豪雨による被害想定



【堤防の被害】

- ・水みち発生（パイピングの誘発）
- ・基礎地盤のパイピング破壊
- ・堤体のすべり破壊
- ・直接侵食・側方侵食・洗掘
- ・天端からの雨水排水による堤防のり面の侵食

【道路の被害】

- ・越水による上載土の流出・浮き上がり・道路冠水・土砂流入
- ・内水氾濫による道路冠水
- ・継手損傷部からの漏水・土砂流入

【周辺環境への被害】

- ・堤防および道路被害に伴う浸水被害

赤字：一体構造物特有の被害想定

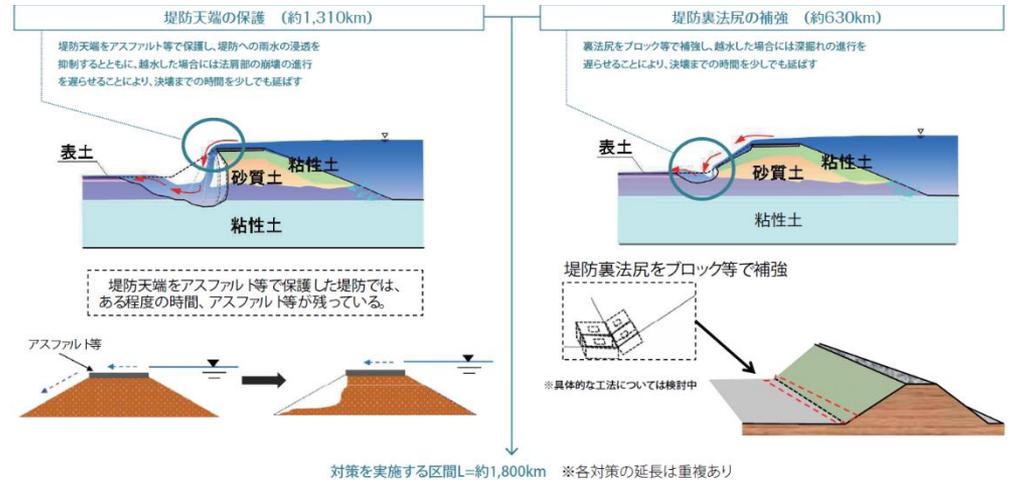
危機管理型ハード対策

ポイント

もし、堤防から水があふれてしまった場合でも、堤防が壊れてしまうまでの時間を少しでも引き延ばす工夫をします

氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を平成32年度を目途に、今後概ね5年間で実施します。

● 今後概ね5年間で対策を実施する区間延長一覧



国土交通省HP 水防災意識社会再構築ビジョンより

●堤体本体の検討項目について

淀川左岸線(2期)に関わる水位検討においては、河川管理施設等構造令において考慮する最大外力の計画高水位を対象として行う。

●想定を超える越水に対する考え方

万一の越水に対しても

・粘り強い構造

→天端のアスファルト舗装, 裏のり面の保護(芝張り, 遮水シート等), のり尻の洗掘防止のための水叩き工の設置

・道路構造物の設置により, 堤防機能を損なうことがないような検討

→道路ボックスの浮き上がりに対する検討, 道路ボックスの上載土の流出防止壁の設置

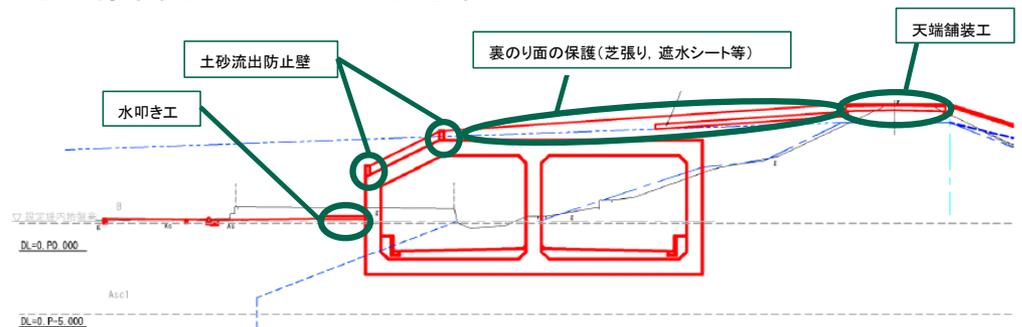
参考

●河川管理施設等構造令

第十八条

堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位(高潮区間にあつては、計画高潮位)以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

●2期申請区間における対策



延伸部では淀川左岸線(2期)と同様に計画高水位を対象として、河川管理施設等構造令に規定する堤防と同等以上の安全性を担保するが、完成時においては万が一の越水にも配慮して、下記の危機管理型ハード対策を行う。

- ・粘り強い構造
 - 天端のアスファルト舗装, 裏のり面の保護(芝張り, 遮水シート等), のり尻の洗掘防止工の設置
- ・道路構造物の設置(堤防形状等の変化を含む)により, 堤防機能を損なうことがないような検討
 - 道路構造物の浮き上がりに対する検討や, 道路構造物の上載土の流出防止壁の設置

●延伸部での対策イメージ

